



《熊本産業保健総合支援センターメールマガジン》

第210号(令和5年5月12日)



《コンテンツ》

◇産業保健研修会について

◇いろいろなお知らせ

1. 地域産業保健センターのご案内
2. 「令和5年度 大雨及び台風等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」を設置します

◇主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 一人親方等の安全衛生対策について
2. 令和5年度「全国安全週間」を7月に実施
3. 第10次粉じん障害防止総合対策の推進について
4. 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」
5. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正
6. 令和5年度における林業の安全対策の推進について
7. 令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について
8. 第14次労働災害防止計画に基づく「安全衛生対策におけるDXの推進」
9. 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習
10. 石綿障害予防規則の一部を改正する告示の施行について
11. 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について
12. 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の最新版を公開
13. 労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法などが定められました
14. 「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」・「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」
15. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行

【熊本県】

1. LINE相談「こころの悩み相談@熊本県」の相談期間延長について

【熊本働き方改革推進支援センター】

1. 熊本働き方改革推進支援センターのご案内

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内

◇労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「メンタルヘルス」

◇コラム「今夜、すべてのバーで」

◇編集後記



産業保健研修会について

随時更新しておりますので、最新の情報は、ホームページをご確認ください。

産業保健スタッフ(産業医・保健師・看護師・衛生管理等)のみならず、労働者・事業主或いは、産業保健に関して興味をお持ちの多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

令和5年度産業保健研修会の5・6月開催分を掲載しました。
令和5年度産業保健研修会(詳細・お申込み)
<https://kumamotos.johas.go.jp/useful.shtml#20180704004444>

オンラインでの研修も予定しておりますが、オンラインで参加が難しい方はご相談ください。
集合での開催で、会場がセンターの場合は昨年度と階数が異なりますので、ご注意ください。
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/fb9de376fd549f3055aec33ef403b5cf506cc1cf.pdf>

※お申込みの受付期間がございますので、ご注意ください。
※状況により、変更・中止することがあります。

※研修会ご参加時の留意事項について
<https://kumamotos.johas.go.jp/documents/caution.pdf>

【オンライン研修】※日本医師会認定産業医生涯研修対象ではございません。

《■■■■■5月の予定■■■■■》

日 時: 5月23日(火)14:00~15:30
研修テーマ:メンタルヘルス不全による休業者の職場復帰支援
~リワーク支援を活用した復職~
講 師:熊本障害者職業センター

《■■■■■6月の予定■■■■■》

日 時: 6月2日(金)14:00~16:00
研修テーマ:労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要について
講 師:熊本労働局労働基準部健康安全課担当官

【産業医研修】
※日本医師会認定産業医生涯研修対象の研修として現在申請中です。
※ホームページでは、研修名にハートの記号が付いている研修となります。

《■■■■■6月の予定■■■■■》

日 時: 6月16日(金)14:00~16:00
会 場:センター会議室
研修テーマ:労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の

概要について【産医単位：更新2】
講師：熊本労働局労働基準部健康安全課担当官

日時：6月27日(火)18:30～20:30
会場：センター会議室
研修テーマ：農作業に起因する呼吸器疾患（じん肺）の本態と
その予防対策【産医単位：専門2】
講師：上田厚

◇ いろいろなお知らせ

1. 地域産業保健センターのご案内
地域窓口（地域産業保健センター）は、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対して、次の事業を原則として無料で提供しています。

※地域産業保健センターをご利用できない場合は、本社・支店等の産業医、お近くの医療機関、健診機関、当センターホームページに掲載している産業医の先生方にご相談し、ご協力が得られないかご確認ください。

- (1)労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- (2)健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- (3)ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導
- (4)個別訪問による産業保健指導の実施
- (5)その他 労働者の健康管理や産業保健に関するご相談を受け付けています。

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/areamed.shtml>

- ・阿蘇地域産業保健センター
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-82-8844
- ・天草地域産業保健センター
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター
Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211
- ・熊本地域産業保健センター
Tel 096-366-6788 Fax 096-366-6788
- ・人吉球磨地域産業保健センター
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
- ・八代水俣地域産業保健センター
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

2. 「令和5年度 大雨及び台風等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」を設置します

～令和5年石川県能登地方を震源とする地震により被災された方からの相談の受付を始めます～

令和5年5月5日の地震により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じるため、標記の相談ダイヤルを設置します。

この相談ダイヤルでは、被災された住民の方のメンタルヘルスに関する相談及び健康不安に関する相談のほか、相談者の意向を踏まえ、最寄りの労働基準監督署等の関係機関の紹介などの対応を行います。

<https://www.johas.go.jp/Portals/0/R5.soudan.pdf>

◆ 主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 一人親方等の安全衛生対策について

2023年4月より労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます！

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230331141900.html>

パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001081009.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082830.pdf>

2. 令和5年度「全国安全週間」を7月に実施

令和5年度の「全国安全週間」スローガン

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230406082725.html>

3. 第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進されてきました。

その結果、昭和55年当時、6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和3年には136人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

また、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、坑内作業場における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和3年4月から施行されたところであり、加えて、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和6年4月から施行されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230406152532.html>

4. 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8第1項において規定している医師による面接指導については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の2第1項において、「休憩時間を除き一週間あたり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月あたり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること」と要件を規定しています。

この疲労の蓄積の状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（平成16年6月公表。以下「労働者チェックリスト等」という。）が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところです。

今般、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において、労働者チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しを行い、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正が行われました。

労働者チェックリスト等については、個人事業者等においても活用可能なものとなっております。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230407090801.html>

5. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正

加齢に伴う筋力や努力や認知機能等の低下が転倒等の労働災害リスクにつながることや「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」等を踏まえ、労働者の健康状況の継続的な把握等、労働者の高齢化を見据えた取組について、明確化するよう指針の改正が行われました。

また、40歳未満の労働者について、事業者と医療保険者が連携して健康保持増進対策を効果的に推進できるよう、指針について所要の改正が行われたものです。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230407155834.html>

6. 令和5年度における林業の安全対策の推進について

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等により林業における安全対策を推進してきたところですが、先般策定された第14次労働災害防止計画の内容も踏まえ、令和5年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項を取りまとめられました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230407163219.html>

7. 令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について

2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）が策定されたところ、その初年度である令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について定められました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230410150358.html>

8. 第14次労働災害防止計画に基づく「安全衛生対策におけるDXの推進」

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）については、本年3月27日に公示され、14次防の「4（1）労働安全衛生対策におけるDXの推進」については、新たなデジタル技術の安全衛生分野への活用による安全衛生活動の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、作業の無人化や遠隔化による「災害要因と人との接触の排除」を通じた災害リスクの除去・低減が可能となる取組であり、積極的な取組の推進を図ることとされております。

これらの取組は、新技術の開発や既存のデジタル技術の安全衛生分野への応用など、個々の事業場のみでは十分に安全衛生活動への活用

を図ることができないものも多く、メーカーやシステム開発事業者など幅広い関係者が協力してこれに取り組む必要があると考えられています。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230412083025.html>

9. 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習

建築物、工作物の解体又は改修工事については、規模や請負金額に関わらず、工事対象となるすべての部材等に石綿が含まれていないか工事の前に調査を行う義務があります。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230413083146.html>

10. 石綿障害予防規則の一部を改正する告示の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、工作物の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行う際の事前調査において、一部の場を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230426082640.html>

11. 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

ガイドライン改訂の主なポイント

- ・騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- ・騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- ・聴覚保護具の選定基準の明示
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを測定するよう追加しました。
- ・騒音健康診断の検査項目の見直し
定期健康診断（騒音）における4,000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。
雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加しました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230426094050.html>

12. 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の最新版を公開

～令和5年10月までに最新版のダウンロードをお願いします～
今般、本プログラムの最新版（ver. 3.6）をダウンロードサイトにて公開されました。

令和5年11月以降、本プログラムの最新版をダウンロードしない場合、動作に不具合が生じる可能性があるため、特に、現在、本プログラムの旧版（ver. 3.5以前）を使用されている事業者の皆様におかれましては、令和5年10月までに、今回公開した最新版を必ずダウンロードいただきますよう、併せてお願いします。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230427094700.html>

13. 労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法などが定められました

厚生労働省は、令和5年4月27日、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（濃度基準告示）と「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針）などを定めました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230428142003.html>

14. 「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」・「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

厚生労働省では、事業主・人事部門向け「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」・「不妊治療と仕事との両立サポートマニュアル」を作成されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230501084727.html>

15. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行

(1) 化学物質の含有量の通知関係

令和4年改正省令による改正後の安衛則第34条の2の6において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項の規定による文書（以下「SDS」という。）の交付等による通知事項のうち成分の含有量については、重量パーセントの通知が義務付けられたところ、当該通知により、契約又は事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、成分の含有量の通知方法について追加2の規定を設けたものであること。

(2) 改善が困難とされた第三管理区分場所の測定関係

令和4年改正省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第5項等の規定による測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を講じた場合は、有機則第28条第2項等の規定による作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

(3) 有機溶剤中毒予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）の施行に伴う所要の改正を行ったものであること。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230501131020.html>

【熊本県】

1. LINE相談「こころの悩み相談@熊本県」の相談期間延長について

令和4年6月でLINE相談「こころの悩み相談@熊本県」開設のお知らせをご案内しておりましたが、今年度も相談窓口を継続して開設されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230407101239.html>

【熊本働き方改革推進支援センター】

1. 熊本働き方改革推進支援センターのご案内

中小企業・小規模事業者の皆さまへ
「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？
熊本働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を無料でご支援いたします。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230417082742.html>

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内

熊本障害者職業センターでは、うつ病などで休職している方のスムーズな復職に向けて、リワーク支援を行っています。

「職場からリワークを勧められたけど何をするか分からない」
「休職している社員にどのように勧めたらよいか分からない」という方に、リワーク支援の利用方法や支援の流れ、プログラムの内容等をご紹介します。

詳細・お申し込みは以下のリンクから。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20220726134352.html>

※5月23日に研修会を予定しております。

<https://kumamotos.johas.go.jp/seminar/detail.php?id=204>



労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「メンタルヘルス」

- 精神疾患の労災認定は増加傾向にあり、休職期間が比較的長期にわたること、及び休職と復職の繰り返しや生産性の低下等が問題となっており、その経済的損失は大きいものと考えられます。
- 精神疾患罹患で休職後、職場復帰可能かどうかの判断は、主治医や産業保健スタッフが「症状の改善」をメインに検討することが多く、実際の業務遂行にかかわる「認知機能の改善」を評価対象とすることは少ないものと考えられます。一方で、精神疾患患者の職能をはじめとする社会機能には、症状より認知機能が大きな影響を及ぼすことが知られています。
- また、発達障害者に対し、コミュニケーション障害が主に注目され、不適応の要因について認知機能障害が影響しているかどうかの評価は十分でないと考えられる。特性や認知機能を把握し、適切に対応することにより、離職率や休職率が低下する可能性も考えられます。
- これらを踏まえ、当機構の労災疾病等研究として「職場におけるメンタルヘルス不調の予測因子の検討に関する研究」を実施しています。

本研究では、労働者の認知機能を評価し、生産性低下、離職率、休職率、疾病増悪、Quality of Life (QOL) 低下の予測因子となりうるか検討し、認知機能評価や発達障害傾向の評価が、適正配置や復職判定、労災疾病の未然防止に有効か否かの検証をすることを目的としています。

- 令和3年5月をもってすべてのデータ収集が終わり、分析の結果、労働生産性と客観的な認知機能、性別、レジリエンス、睡眠障害の有無との関連が示唆されています。現在、ベースラインの各指標と48週後の労働生産性との関連についても解析を行っています。
- 本研究の詳細については、「労災疾病等医学研究普及サイト」をご覧ください。

→<https://www.research.johas.go.jp/mental2018/index.html>

独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター
〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階
TEL:096-353-5480 FAX:096-359-6506
<https://www.kumamotos.johas.go.jp/>
E-Mail:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp

+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+★+☆+